

# 養子縁組届の記入例

## 例 配偶者の嫡出子を養子とする場合

- 持参いただくもの
- ① 養子縁組届書(1通)
  - ② 戸籍謄本(養親・養子の両方の謄本が必要です。)  
\* 東近江市に届出される場合 - 本籍が東近江市なら不要です。
  - ③ 印鑑(届出人である養子の親権者および養親) \* スタンプ印は不可
  - ④ 運転免許証・パスポート等 \* 本人確認のため

届出する年月日を記入してください。

### 養子縁組届

平成 年 月 日 届出

滋賀県東近江市 長 殿

養子になる方が「男性」の場合、こちらにご記入ください。

養子になる方が「女性」の場合、こちらにご記入ください。

氏名	養子 氏名	養女 おおつ はなこ	氏名	大津 花子
生年月日	年 月 日	平成14 年 6 月 13 日	年 月 日	
住所	滋賀県東近江市八日市緑町10 番地 5 号			
(住民登録をしているところ)	世帯主の氏名 八日市 松男			
本籍	滋賀県大津市御陵町3 番地 番			
(外国人のときは、国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 大津 四郎			
父母の氏名	父	続き柄	父 大津 四郎	続き柄
父母との続き柄	母	男	母 八日市 竹美	二 女
入籍する戸籍	<input checked="" type="checkbox"/> 養親の現在の戸籍に入る <input type="checkbox"/> 養親の新しい戸籍に入る <input type="checkbox"/> 養子の戸籍に変動がない			
または	新しい本籍 滋賀県東近江市八日市緑町10 番地 番			
筆頭者の氏名	八日市 松男			
監護をすべき者の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 記の者はいない			
届出人	署名押印			

養子となる方の縁組前(現在)の本籍・筆頭者氏名を記入します。

父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かなくてください。また、離婚その他の事情で父母の氏が違うときは、変更後(現在)の氏を書いてください。

養子となる方の縁組後におく本籍・筆頭者氏名を記入します。

養子となる方が15歳未満であるとき、法定代理人以外に養子となる方の父母でその監護をすべき者がいるときは監護者の同意がいります。

八日市 届出人の捨印

養子が15歳以上なら養子本人が届出人となります。

養子が15歳未満なら、養子の法定代理人が代わりに届出をします。実親が離婚している場合、届出人は「親権者(1人のみ)」です。

氏名	養父 八日市 松男	養母 氏名	
生年月日	昭和45 年 10 月 10 日	年 月 日	
住所	滋賀県東近江市八日市緑町10 番地 5 号		
(住民登録をしているところ)	世帯主の氏名 八日市 松男		
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10 番地 番		
(外国人のときは、国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 八日市 松男		
その他	<p>配偶者の嫡出子を養子とする縁組である。 この養子縁組に同意する。 養父の妻 八日市 竹美 八日市</p>		
届出人	養父 八日市 松男 八日市 印	養母	印

養父の捨印 八日市

養親の本籍・筆頭者氏名を記入します。

未成年者を養子とする場合は、家庭裁判所の許可を要しますが、自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合は要りません。

配偶者の嫡出子を養子とする場合は、その配偶者の同意を得ないといけません。別の用紙が「その他」欄に同意する旨を記入し、署名・押印します。

署名押印	滋賀 健一 滋賀 印	滋賀 びわ子 滋賀 印
生年月日	昭和26 年 3 月 13 日	昭和28 年 11 月 11 日
住所	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 番	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 番
本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 番	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 番

証人双方の捨印

滋賀 滋賀

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

証人として、当事者以外の2人の署名・押印(スタンプ印不可)が必要です。証人は、養子縁組の事実を知っている人で、20歳以上の方であれば、どなたでもかまいません。(ご家族、知人など)

連絡先 電話 ( 0748 ) 24 1234 番  
自宅 勤務先・呼出